

令和 5 年度 社会福祉法人若槻ホーム 事業計画（案）

令和 5 年 4 月 1 日

I. 経営理念 『感動を呼ぶホームを目指そう』

- ### II. 基本方針
- 1 人間尊重
 - 2 衆知を集めた経営
 - 3 一級の社会人

III. 中期計画(令和 3 年～令和 5 年度)

1. スローガン

「ご利用者の暮らしと笑顔を大切にしよう」

2. 中期方針(目標)

「自立支援を目標に」

3. 重点事項

- (1) 自立支援・重度化防止へ取り組みます。
 - ① 褥瘡予防と排泄行為の自立支援に取り組みます。
 - ② LIFE（科学的介護情報システム）を活用します。
 - ③ 感染予防に配慮した面会・外出を行い、日常生活動作の維持向上に努めます。
- (2) 感染症や災害への対応力を強化します。
 - ① 各委員会の見直し、指針の整備、研修・訓練を実施します。
 - ② 事業継続計画（BCP）を作成します。
 - ③ 施設内感染予防に努めます。
- (3) 地域包括ケアシステムを推進します。
 - ① 認知症介護及び看取り介護を強化します。
 - ② 地域住民と協働し、オレンジカフェ等の交流の場を創設します。
- (4) 介護人材の確保と介護現場の革新を行います。
 - ① 各部署責任者の連絡会議を行い法人内の横のつながりを強化します。
 - ② 全職員が受講できる年間教育計画を策定します。
 - ③ 人事担当職員を配置し新卒及び新卒以外の採用を強化します。
- (5) 提案活動による衆知の結集
12 件／年・人 の改善提案を目指します。
- (6) 収支改善及び施設・設備等の改善を行います。
 - ① 事業見直しによる収支改善を目指します。
 - ② 2024 年度介護報酬改定に対応します。
 - ③ 次期中期計画の作成を各部署担当で作成します

IV. 令和5年度 各事業の目標値

1 特別養護老人ホーム（本館）	定員 60 名（稼働率 99%）
3 地域密着型介護老人福祉施設（別館）	定員 29 名（稼働率 99%）
4 短期入所生活介護（別館）	定員 9 名（稼働率 95%）
5 若槻ホームデイサービスセンター	定員 30 名（稼働率 85%）
6 若槻ホームケアプランセンター	定員 30 名／介護支援専門員 1 名

V. 令和5年度重点項目への各事業の対応

1、自立支援・重度化防止へ取り組みます。

(1) 寝たきり予防、重度化防止へ取り組みます。（特養本館・別館）

- ① 専門職によるケア会議を開催します。
 - i 寝食分離、整容等の基本ケアに重点を置きます。
 - ii 介護記録を充実させ、情報共有と質の高いサービス提供に努めます。
- ② 機能訓練計画書を整備します。
 - i 機能訓練指導員を中心に各専門職が協働で機能訓練計画を作成します。
 - ii LIFE への情報提供・フィードバックをサービス計画に活用します。
- ③ ご利用者の望む生活をサービス計画に盛り込みます。
 - i 感染予防に努めながら外出・外食等の個別の希望を実現します。
 - ii 趣味活動の継続を援助します。
 - iii ご利用者の生活意欲向上に努めます。（食事・行事）

(2) 褥瘡予防とその管理を徹底します。（特養本館・別館・短期・通所）

- ① 褥瘡発生高リスク者を随時確認します。
 - i 低栄養状態確認のため、年1回以上のアルブミン検査を実施、高リスク者は年2回以上行います。
 - ii 栄養ケア計画の充実を目指します。
- ② 褥瘡予防委員会を開催します。
 - i 高リスク者の確認、状態経過の確認を行います。
 - ii 機能訓練指導員・看護師指導による体圧分散・体位交換研修を年1回以上行います。
 - iii 褥瘡マネジメント加算の取得を目指します。

(3) 排泄行為の自立支援に取り組みます。（特養本館・別館）

- ① 排泄アセスメント（調査）を新規入所時に実施します。
- ② 排泄支援計画を作成し排泄支援加算の取得を目指します。

(4) 生活環境を整え暮らしやすさを目指します。（特養本館・別館・短期・通所）

- ① 事故防止に向けた環境改善を行います。
 - i 居室内の整理整頓に努めます。
 - ii 共有スペースの危険個所の点検を4月10月の2回実施します。
 - iii 危険個所の修繕を速やかに行います。（法人・事務）
- ② 面会により、ご利用者の生活意欲の維持向上に努めます。（特養本館・別館）
面会場所・時間等について、ご家族の意見を聞きながら、満足度の高い面会を実現できるよう検討します。

- ③ 医療福祉機器の安全確保に努めます。
 - i 点検手順等のマニュアルを見直し作成します。
 - ii 安全が確保できない機器は順次更新します。

2、感染症や災害への対応力を強化します。(全事業)

(1) 委員会の見直し、指針の整備、研修・計画を実施します。

- ① 委員会（事故防止・身体拘束・褥瘡予防・安全管理・交通安全）を毎月開催します。委員会の構成は、委員長：統括施設長 委員：各施設長、部署別責任者、看護師、介護士、栄養士で構成します。
- ② 感染症予防・対策、災害に関する指針を年1回見直します。
 - i 感染予防、事故に関する指針は4月に見直します。
 - ii 火災、土砂災害に関する指針は5月に見直します。
 - iii 見直し完了した指針は6月以降各会議で周知します。
- ③ 感染症研修、災害に対する訓練（シュミレーション）を年1回以上行います。
 - i 感染症研修：新入職員は入職時実施。他は各会議で年2回実施します。
 - ii 災害訓練：6月地域住民との合同訓練、11月施設内訓練を実施します。

(2) 災害時等の事業継続に向けた取り組みを強化します。(法人本部・全事業)

- ① 感染症及び自然災害に向けた事業継続計画（BCP）を作成します。
 - i 事業継続計画（BCP）を部署ごとに作成します。
 - ii 利用者及び職員の安全確保に向けた措置を講じます。
- ② 情報の収集・発信経路の明確化と緊急案件への対応方法を確立します。
 - i ITを使った緊急連絡網を活用します。
 - ii 部署別伝達経路を明確化します。

(3) 災害時の対応を整備し、地域や近隣施設との連携を強化します 応援協力の依頼先及び連携内容を明確化します。

3、地域包括ケアシステムを推進します

(1) 認知症への対応力を強化します（全事業）

- ① 認知症に関する資格取得を推進します。
認知症介護基礎及び介護実践者研修に2名以上参加します。
- ② 認知症研修を実施（1回/年度）します。
認知症研修受講者を中心に研修計画を作成し研修を実施します。

(2) 看取り介護を充実させます。(特養本館・別館)

- ① 看取り介護に関する指針に沿った支援を行います。
- ② ご利用者の意思を尊重し、家族・施設の関係者が協力して作成した計画に沿ったサービスを提供します。
- ③ ガイドラインに即した指針の見直しを行います。
- ④ 看取りに関する研修を年2回以上実施します。

- (3) 地域住民、ボランティアとの連携を強化します。(法人本部・全事業)
 - ① コロナ禍における各種ボランティアと新たな試みを検討、実施します。
 - ② 災害時における地域住民との協力体制の確認と周知を行います。
地域住民の協力体制の確認及び訓練を実施します。
 - ③ 新たな「若槻ホーム祭り」開催に向けての検討会の実施(経営会議他)
 - ④ 運営推進会議、入所判定会議を地域住民代表者と行います。(本館・別館)
- (4) 新たな地域交流の場を作ります。(法人・地域包括・居宅・通所・短期)
 - ① 地域住民との交流を通して、地域内の福祉の課題を把握し解決に努めます。
 - ② 気軽に通える地域交流の場を検討します

4、介護人材の確保と介護現場の革新を行います。(全事業)

- (1) 業績評価システムの運用を継続します。
 - ① 業務評価システムに沿い適正な業務評価を行います。(2月)
 - ② 職員の職場希望調査を行い働きやすい環境作りに努めます。(9月)
- (2) 全職員が受講できる年間教育計画を策定します。
 - ① 関係職員による年間教育計画会議を開催します。(2月)
 - ② 個人別研修受講記録を作成しキャリアレベルの確認を行います。(研修担当者)
 - ③ 研修の成果を現場で実践できるよう新人、若手の育成指導に全員で取り組みます。
- (3) 職場環境改善による職員の離職防止と介護人材の確保を行います。
 - ① 処遇改善、特定処遇改善、介護職員等ベースアップ支援加算を活用し職員の処遇改善を実現します。
 - ② 職場環境(休憩所・喫煙所等)調査改善に努めます。(事故防止委員会)
 - ③ 労働局主催の「福祉の職場説明会(8月・11月・3月開催)」をはじめとする求人説明会へ採用状況を確認しながら積極的に参加します。
 - ④ 県内福祉養成機関との連携を密にし、新卒採用者2名以上の採用を計画的に行います。
 - ⑤ 安定雇用に向け、介護実習関係の受け入れを積極的行います。
受入学校：長野社会福祉専門学校 信州スポーツ医療福祉専門学校 長野県介護労働安定センター 長野県高齢者生活協同組合 他
- (4) 施設情報の発信、サービス担当者会議、研修等でのICT(Information and Communication Technology)の活用を推進します。(全事業)
 - ① サービス担当者会議等にICTを活用し、感染予防に努めるとともに、時間等のコスト削減に努めます。(居宅・地域包括・通所・短期)
 - ② ケア関連に各種テクノロジー(見守りセンサー、記録ソフト)を活用し、職員の負担を軽減するとともに、業務の効率化を図り、経費削減を検討します。
 - ③ SNS(Twitter・FB等)を活用し施設の情報発信回数を増やします。

- 5、提案活動により衆知を結集した運営に努めます。(法人・全事業)
- (1) 提案件数 500 件 (1 人平均 12 件) / 年度 以上を目指します。
 - (2) 効果金額 100 万円 / 年度 以上を目指します。
- 6、事業見直しによる収支改善及び施設・設備等の改善を行います。(法人・全事業)
- (1) 事業見直しによる収支改善を目指します。
 - ① 各事業の収入支出バランスに配慮した法人全体の職員配置の見直しを行います。
 - ② 外部委託業務(清掃・洗濯・宿直等)の業務内容の質と量について検討します。
 - ③ 全職員で、電気・ガス水道等の光熱費の削減について検討実行します。
 - (2) 設備等の老朽化への対応を行います
 - ① 購入物品の数量管理及びコスト見直しを行います。(事務・介護)
 - i 事務消耗品の数量管理の実施
 - ii おむつの使用量、単価の確認(5月・11月に排泄係・生活相談員・事務)
 - ② 行政の助成金・コロナ補助金を積極的に活用します。(法人)
 - ③ 老朽化による建物および設備の改修等を計画的に実施します。(法人)
 - i デイサービスセンターの設備、介護機器の点検見直し改修を実施します。
 - ii 感染予防に強い施設環境作りに努めます。
 - (3) 稼働率向上に向けた対策を検討し、実践します。
 - ① 特養(本館・別館)
入院者、入院日数削減のための介護を実施します。
 - ② 短期入所・通所事業
利用者の満足度調査の実施とその調査結果をサービスに反映します。
 - ③ 居宅
近隣地域包括支援センターと連携を持ち、担当件数の維持に努めます。
 - ④ 地域包括支援センター
地域内の福祉の要望に積極的に対応します。